



介護保険

中新川だより

2024.12.1
No.47

認知症の方にやさしいまちづくり

新しい認知症観

2040年には高齢者6.7人に1人は認知症になると推計されており、私たちは「認知症がごく当たり前の社会」に生きています。

認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域を目指します。

新しい認知症観

- ・わがこと、お互い様
- ・わかること、できることが豊富にある
- ・言動には本人なりの意味がある
- ・地域の一員として暮らし、活躍できる
- ・認知症かなと思ったら、安心して受診ができる

古い認知症観

- ・他人事、なりたくない
- ・何もわからなくなる
- ・おかしい言動で周りが困る
- ・地域で暮らすのは難しい



こちらは、認知症サポーターステップアップ講座修了者に配布している缶バッジ

中新川管内の活動

○認知症サポーター ステップアップ講座

認知症高齢者の方が安心して暮らせるまちづくりの一環として声掛け模擬訓練が9月20日に行われました。



参加者全員集合写真

声掛け模擬訓練中



立山町

講義受講中

○おれんじカフェ(認知症カフェ) 全体会

認知症の方の介護について理解を深められる「おれんじカフェ」。その全体会が9月30日に開催されました。認知症とは何かを学び、認知症にやさしい地域づくりを皆で一緒に考える場となりました。

介護保険
中新川だより

2024.12.1
No.47

編集・発行 中新川広域行政事務組合
〒930-0288 中新川郡舟橋村国重242 TEL076-464-1316 FAX076-463-3199

■E-mail kaigohoken@union.nakanikawa.toyama.jp
■URL http://www.union.nakanikawa.toyama.jp

やめよう!! カスハラ

昨今、厚労省の調査により介護現場でさまざまなカスタマーハラスメントが発生していることが明らかになりました。介護現場におけるカスタマーハラスメント（以下、カスハラという。）とは、利用者やその家族からの不適切な行動や要求のことです。

介護現場では、介護人材が不足しているという課題もあります。カスハラは、この状況に追い打ちをかけることになりかねません。

現在、行政及び事業者においてハラスメントに対する法整備や運営規定への明記が進められています。利用者やその家族は、事業所の介護職員等と良好な関係性を構築しながらサービスを利用しましょう。



以下の行為はカスハラです。

種 類	内 容	例
身体的暴力	力による危害を及ぼす行為	物を投げつける／つばを吐く／叩く／つねる／手を払いのける／蹴る
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為	大声を出す／怒鳴る／介護保険の範囲を超えたサービスを要求する／威圧的な態度で文句を言う
セクシャルハラスメント	意に沿わない性的な問いかけ 好意的態度の要求など、性的嫌がらせ行為	不必要な身体への接触／抱きしめる／性的な話をする／ヌード写真を見せる
そ の 他	悪質クレーム、ストーカー行為など	特定の職員に付きまとう／長時間サービスと関係のない話をする／利用者や家族が事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる

地域の介護職員が安心して働くことができる職場環境が、皆さまへの十分な介護サービスの提供につながります。

介護保険に関するお問い合わせは…

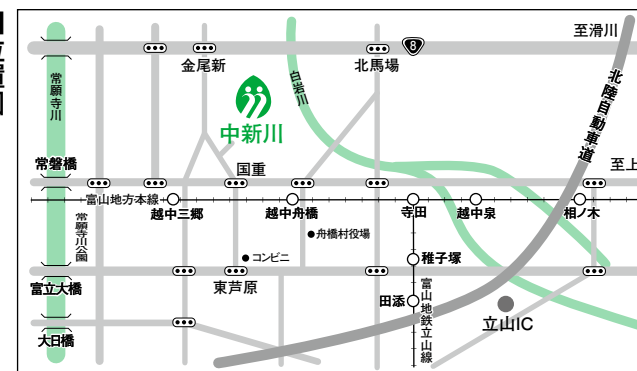
〒930-0288 中新川郡舟橋村国重242

**中新川広域行政事務組合
介護保険課 ☎464-1316**

地域包括
支援センター

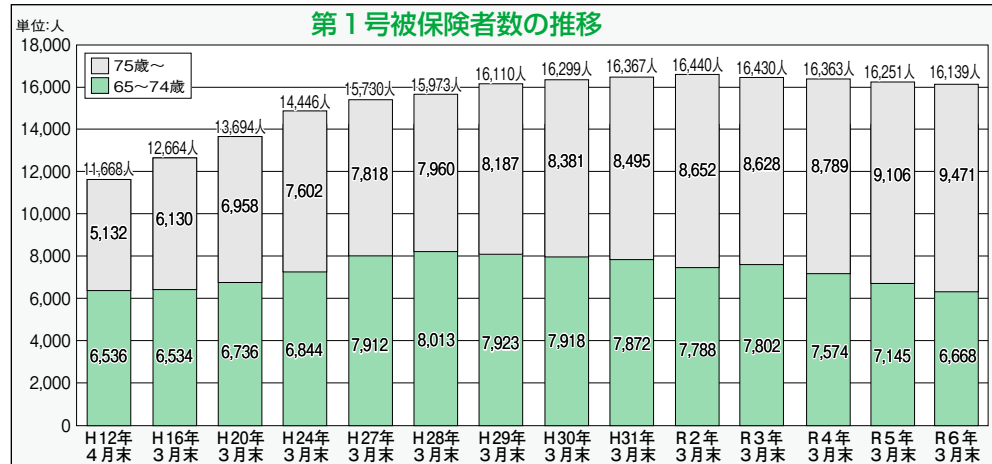
舟橋村 ☎464-1847
上市町 ☎473-2811
立山町 ☎462-9088

位置図



● 中新川広域介護保険の状況 ●

第1号被保険者数の推移

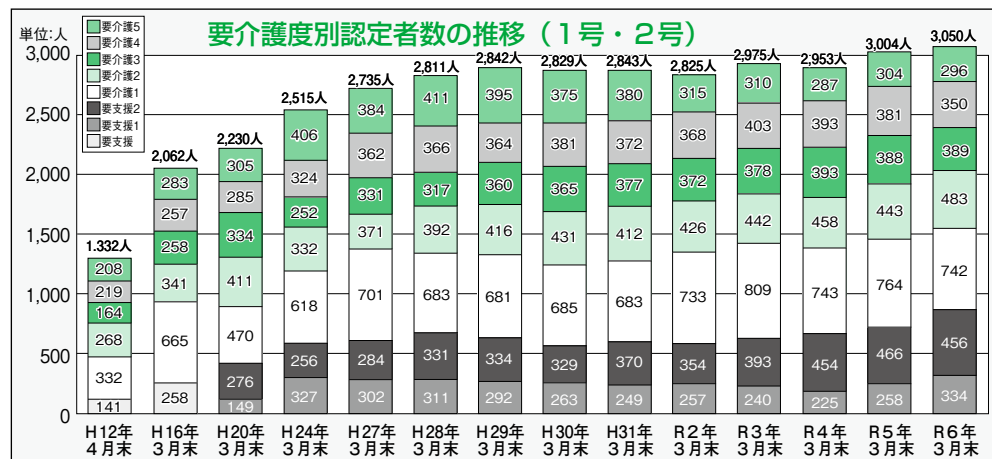


第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は、令和6年3月末には16,139人（対前年同月比－0.7％）となっており、過去5年間減少傾向にあります。



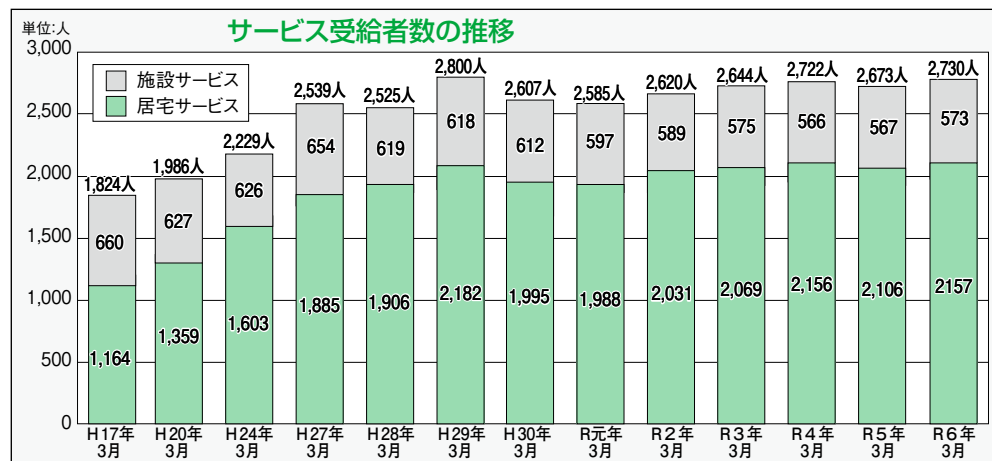
要介護度別認定者数の推移（1号・2号）



要介護認定者数の推移

要介護認定者は、制度の周知や介護施設等の整備、高齢化などにより、令和6年3月末では3,050人（対前年同月比＋1.5％）となっており、過去5年間増加傾向にあります。

サービス受給者数の推移

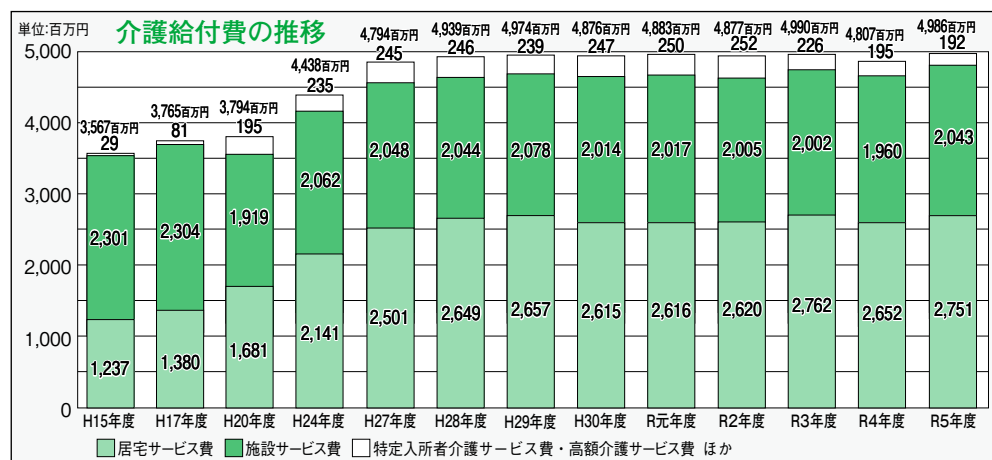


サービス受給者数の推移

サービス受給者数は、令和6年3月は2,730人（対前年同月比＋2.1％）となっています。

構成比では、令和6年3月は居宅サービス受給者が79.0％、施設サービス受給者は21.0％です。

介護給付費の推移



介護給付費の推移

介護給付費は、令和5年度は49億8,649万円（対前年度比＋3.7％）となっています。

構成比では、令和5年度は居宅サービス費55.2％、施設サービス費が41.0％、特定入所者サービス費・高額介護サービス費等が3.8％となっています。

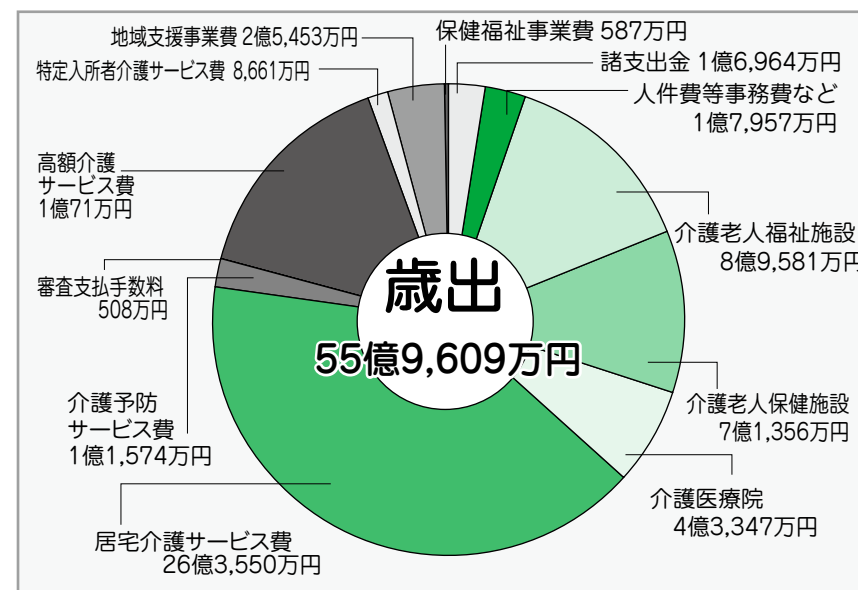
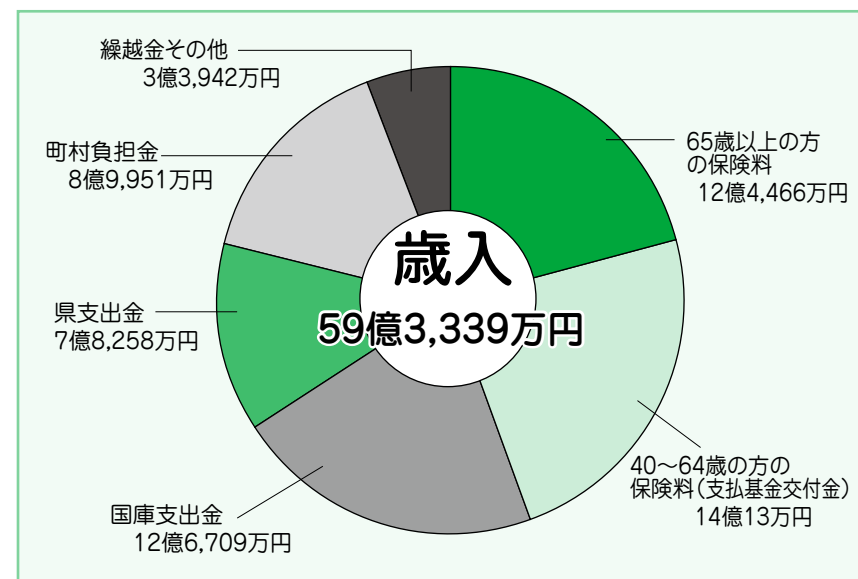
令和5年度 介護保険決算概要

令和5年度決算について

保険給付費は年間49億8,649万円

令和5年度の介護保険事業特別会計決算について、その概要をお知らせいたします。
歳入総額は、59億3,339万円。それに対し、歳出総額は55億9,609万円です。

※皆さまに納めていただいている保険料は、保険給付費、地域支援事業費、保健福祉事業費などに充てられています。



歳入

令和5年度の保険給付費に係る基本的な負担割合は、65歳以上の方の保険料が23％、40～64歳の方の保険料(支払基金交付金)が27％、国が25％、県・町村がそれぞれ12.5％です。(施設等給付費については、国20％、県17.5％、町村12.5％の割合となります。)

歳出

歳出のうち保険給付費の決算額は、49億8,649万円となり、歳出決算額の89.1％を占めています。

この内訳は、施設介護サービス給付費が、20億4,284万円（対前年度比4.2％増）、居宅介護サービス給付費が、26億3,550万円（同3.6％増）、介護予防サービス給付費が1億1,574万円（同8.3％増）、高額介護サービス費が1億71万円（同0.9％減）、審査支払手数料は、508万円（同3.7％増）となりました。

また、施設等での食費、居住費について、低所得者の負担を軽減する特定入所者介護サービス費は8,661万円（対前年度比1.9％減）となりました。構成町村の地域包括支援センターを中心とする地域支援事業費は、2億5,453万円（同2.1％増）、要介護状態となることを予防するための保健福祉事業費は587万円（同25.0％減）となりました。

在宅サービスは、月平均2,199人の方が利用され、年間の1人当たり平均給付額は約125万円です。また、施設サービスでは、月平均575人の方が利用され、年間の1人当たり平均給付額は約355万円となっています。